「倒産法と要件事実・講演会」を開催しました。

令和5年11月25日(土)創価大学において、法科大学院要件事実教育研究所主催による「倒産法と要件事実・講演会」が開催されました。本講演会では、山本研教授、飯尾拓弁護士、花房博文教授を講師としてお迎えし、倒産法に関する諸問題について要件事実論的視点から講演が行われました。また、コメンテーターとして、木村真也弁護士、毛受裕介裁判官からコメントがなされ、それらを踏まえて質疑応答も行われました。

開会の挨拶 小渕浩 創価大学法科大学院教授

本日の進行予定説明 田村伸子 法科大学院要件事実教育研究所所長

講演 1 山本 研 早稲田大学大学院法務研究科教授

「倒産法と要件事実-倒産法における平時実体関係の受容と変容、および否認の局面等における要件事実に関する若干の検討-」

講演2 飯尾 拓 弁護士(第二東京弁護士会)

「相殺禁止規定(破産法第71条第1講第2号前段)における『主張立証責任対象事実の決定基準』について」

講演 3 花房博文 創価大学法科大学院教授

「担保法改正と倒産法」

コメント1 木村真也 弁護士 (大阪弁護士会)

コメント2 毛受裕介 裁判官 (那覇地方裁判所石垣支部)

質疑応答

閉会の挨拶 島田新一郎 創価大学法科大学院研究科長 総合司会 田村伸子

なお、この講演会の内容は、2024年3月日本評論社より公刊されます。